

# 9. 教育政策に係る各種提言・審議状況等 (概要資料集)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会） ①

## 第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

## 第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査（平成28年度）においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能を前面に立って果たすことが求められる。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。

※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の  
一体的な推進が必要

## 第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

### ○ 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン

- ・ 勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正によりその責務が改めて法令上明確化。
- ・ 学校現場においては、まず勤務時間管理の徹底が必要。その際、ICTやタイムカードなどにより客観的に把握すること。
- ・ 文部科学省の作成した上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高めることが重要であり、文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

## ○ 労働安全衛生管理の必要性

- ・ 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に準じた体制の充実に努めるべき。
- ・ 特に、ストレスチェックは、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、**市町村ごとに実施状況を公表**すべき。
- ・ 産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、教育委員会として産業医を選任して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

## ○ 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

- ・ 管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実に図るべき。
- ・ 管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価することが重要。
- ・ 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点を踏まえて人事評価を実施すべき。
- ・ 学校評価や教育委員会の自己点検・評価も活用すべき。

## 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。

- 業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。

学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

○ 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>学校における働き方改革の趣旨</b>等をわかりやすくまとめた明確で力強い<b>メッセージの発出</b></li> <li>・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、<b>社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすこと</b>を徹底</li> <li>・ 業務改善状況調査を見直し、<b>在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表</b></li> <li>・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際には<b>スクラップ・アンド・ビルドの原則</b>を徹底</li> <li>・ 業務の役割分担・適正化を実施するための<b>条件整備</b></li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進</b>等の取組を学校や地域の実情に応じて推進</li> <li>・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、<b>他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルド</b>による負担軽減</li> <li>・ <b>学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制</b>の構築</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員間で<b>削減する業務を洗い出す</b>機会を設定</li> <li>・ <b>校長は</b>校内の分担を見直すとともに、<b>自らの権限と責任</b>で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき<b>業務を大胆に削減</b></li> </ul> <p>(例) 夏休み期間の<b>プール指導</b>、勝利至上主義の<b>早朝練習の指導</b>、内発的な研究意欲がない<b>形式的な研究指定校</b>としての業務、運動会等の<b>過剰な準備</b></p> <p style="text-align: right;">等</p>

○ 代表的な業務については、**過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められない**ことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じて異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。

○ 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、**複数の計画を一つにまとめて体系的に作成**するなど、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。

○ 教育課程の編成・実施においても、**総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるようにすることや、学習評価において、指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直し**を行うことが必要。

## 第5章 学校の組織運営体制の在り方

○ 学校が組織として効果的に運営されるために、主に以下の取組が必要。

- ・ 校長や副校長・教頭に加え、**主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮**できる組織運営。
- ・ **ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導**できるような環境整備。
- ・ 事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、**学校事務の適正化と事務処理の効率化**。



## 第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度改革

### ○ 給特法の今後の在り方

- ・ 給特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、**超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象**とし、その縮減を図ることが必要。
- ・ 教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える**教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要**。
- ・ 給特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、**教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく、人確法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、必ずしも教師の処遇改善にはつながらない**、との懸念。
- ・ 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要するとすることは、現状を追認する結果になり、**働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない**。
- ・ したがって、**給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出す**ことが求められる。
- ・ なお、**教職調整額が「4%」とされていること**については、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、**必要に応じ中長期的な課題として検討すべき**。

### ○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・ かつて行われていた「**休日のまとめ取り**」のような**一定期間に集中した休日の確保**は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、**選択肢の一つ**として検討。
- ・ 教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、**地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき**。
- ・ **導入の前提**として、文部科学省等は①**長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき**、②**学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要**であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③**育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保**できるよう措置すべき。

### ○ 中長期的な検討

- ・ 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、**教師に関する労働環境について**給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて**中長期的に検討**。

## 第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

### ○ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・ 小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
  - ・ 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
  - ・ 平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
  - ・ 部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
  - ・ 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
  - ・ スクールロイヤールの活用促進
- 等

### ○ 勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

- 以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
    - ・ 登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
    - ・ 都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
    - ・ 業務改善方針等の策定や学校宛ての調査・照会の精選などについて市区町村での取組が不十分
    - ・ 部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
    - ・ 学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分
  - これに関し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
    - ・ 業務削減時間を示した好事例展開
    - ・ 関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
    - ・ 専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする
- 等

### ○ 今後さらに検討を要する事項

- ・ 小学校の教科担任制の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
  - ・ 免許更新制がより教師の資質能力向上に実質的に資するようにするなど養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し
  - ・ 新時代の学びにおける先端技術の効果的な活用      ・ 教育的観点からの小規模校の在り方の検討
  - ・ 人事委員会等の効果的な活用方法の検討
- 等

## 第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。

## 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

### ① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

### ② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

## 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく



# 各学校段階における全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた取組等について

## 【幼児教育における学び】

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

## 【義務教育における学び】

- 先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成，一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやめたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い，多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ，地域の構成員や主権者の一人としての意識を育成
- 心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力(健康力等)の育成や，生活や学びにつながる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

## 【高等学校教育における学び】

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や，社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体，企業，高等教育機関，国際機関，NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや，STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

## 【特別支援教育における学び】

- 全ての教育段階において，インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ，全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子どもとない子どもが可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子どもの自立と社会参加を見据え，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

## 子供の学びや教職員を支える取組

### ▶ 幼児教育を推進するための体制の構築

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置や，幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ，子供の健やかな育ちを守り支えていくための保健・福祉等の専門職や関係機関とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備

### ▶ 教育環境の整備

- 教職員の事務負担の軽減を図るため，幼児教育施設における業務のICT化の推進
- 空調設備改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進

### ▶ 小学校高学年からの教科担任制の導入(令和4年度を目標)

- 9年間を見通した指導体制の構築，専門性の高い教師によるきめ細かな指導の充実，教師の負担軽減等
- 新たに専科指導の対象とすべき教科(例えば外国語・理科・算数)や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討
- 中学校免許保有者が，小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるよう制度を弾力化

### ▶ 補充的・発展的な学習指導

- 補充的な学習や発展的な学習を取り入れ，必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導

### ▶ 標準授業時数の弾力化(カリキュラム・マネジメントの充実)

- 各学校が持っている裁量を明確化するとともに，総枠としての授業時数は引き続き確保しつつ，教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

### ▶ 学習履歴(スタディ・ログ)など教育データの活用

- 教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ，ICTを活用したPDCAサイクルの改善によりきめ細かい指導を充実

### ▶ 新時代の学びを支える環境整備

- 1人1台端末等に適合した教室環境や衛生環境の整備
- 少人数によるきめ細かな指導体制，必要な施設・設備の計画的整備

### ▶ スクール・ミッションの再定義，スクール・ポリシーの策定

- 各設置者は，各学校の存在意義や社会的役割等を明確化する形で再定義，目指すべき学校像を明確化
- 各学校は「入口」から「出口」までの教育活動の方針(スクール・ポリシー)を策定・公表

### ▶ 「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化(普通科改革)

- 学際的な学びに重点的に取り組む学科や，地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を，各設置者の判断によって設置可能とする措置を実施

### ▶ 地域産業界を支える革新的職業人材育成(専門学科改革)

- 地域の産官学が一体となって将来の地域産業界の在り方を検討，専門高校段階での人材育成の在り方を整理し，教育課程を開発・実践

### ▶ 高等学校通信教育の質保証

- 通信教育実施計画の作成，面接指導等実施施設の教育環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化，教育活動等の状況に関する情報公開の義務化等

### ▶ 中山間地域・離島等の高等学校への対応

- 中山間地域・離島等の複数の学校がネットワークを構築し，ICTも活用して各学校の科目の履修を可能化

### ▶ 高等専修学校の機能強化

- 高等教育や就業につながるカリキュラムの開発や，地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築を支援

## 【義務教育・高等学校教育段階の取組】

- 外国人児童生徒等の教育の充実のため，高等学校段階における指導方法等の開発，日本語指導教師等のための履修証明プログラムの構築
- 教師のICT活用指導力の向上のため，国から提供するICTの活用に係るコンテンツの利用を促進

## 【各学校段階等を通じた取組】

- 特別支援学校の教育環境を改善するため，特別支援学校に備えるべき施設等を定めた特別支援学校設置基準を策定
- 特別支援学校教諭の質の向上のため，教職課程の内容を見直すとともに共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定
- 地域の実態に応じた，学校施設の適正規模・適正配置の推進，他の公共施設との複合化・共用化，分野横断的実行計画の策定等による計画的・効率的な施設整備の推進



### 第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識

- 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験などを持つ生徒が在籍している現状を踏まえた教育活動が極めて重要
- 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高校生の学習意欲を喚起するためのものへと転換することが必要
- 大学入学や就職等の出口のみを目標とすることなく、他分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を育むための学びが不可欠
- 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様を踏まえた高等学校教育の在り方の検討が必要

### 第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- 学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有するという高等学校の多面的な役割・在り方を再認識
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生徒が長期間登校できない状況下において、ICTも最大限活用した学習保障の必要性が顕在化
- 遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥らず、最適な組合せによって、全ての生徒の可能性を引き出す学びの実現が必要

これらの前提を踏まえ、以下の方策を実施

### 第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

#### 【1. 各学科に共通して取り組むべき方策】

##### (1) 現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成

- 国内外の大学、企業、地元市町村等の関係機関と連携した高度かつ多様な学びの提供

##### (2) 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現

- 中山間地域・離島等に立地する小規模高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図ることで、地理的制約を超えて教育資源を効果的に活用
- 都道府県は、地元市町村等との丁寧な意見交換を通じて公立高等学校の在り方を検討。その際、総合教育政策会議を活用した首長部局との連携も有効

##### (3) 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）

- 各設置者が、各高等学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義

##### (4) 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）の策定

- 各高等学校は、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（仮称）を策定・公表

##### (5) 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現

- 各高等学校の目的を踏まえ、地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進（例：地元市町村等との協働体制であるコンソーシアムの構築）

## 第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

### 【2. 学科の特質に応じた教育活動の充実強化】

#### (1) 普通科改革

- 各設置者の判断により、「普通教育を主とする学科」として、下記のような特色・魅力ある学科の設置を可能化

#### 【学際的な学びに重点的に取り組む学科】

- …SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴って生じる諸課題に着目し、国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する資質・能力を育成
- …国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関等との連携・協働により、大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築などを実施

#### 【地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科】

- …地元市町村を中心とする地域社会の有する課題・魅力に着目し、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する資質・能力を育成
- …地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体等との連携・協働により、フィールドワークや事例研究、社会人講座などを実施

【その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科】 …上記2学科を参照しつつ育成を目指す資質・能力を設定し、関係機関との連携・協働した教育を実施

#### (2) 専門学科改革

- 産業界を核として地域の産官学が一体となって、将来の地域産業界・高等学校段階での人材育成の在り方を検討し、それに基づく教育課程を開発・実践
- 産業教育施設・設備の計画的な整備、これを支える財政的措置の充実、地元企業の施設の活用等の工夫による最先端の施設・設備に触れる機会を創出

#### (3) 新しい時代に求められる総合学科の在り方

- 多様な科目開設を実現するために、ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進

## 第4章 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証

### 【1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応】

- 制度創設時と異なり勤労青年に限らず多様な生徒が在籍している定時制・通信制課程の現状を踏まえ、多様な生徒のニーズにきめ細かく対応するため、SC・SSW等の専門スタッフの充実、関係機関との連携促進、ICTの効果的な活用、少年院在院者への高等学校教育機会の提供等を推進

### 【2. 高等学校通信教育の質保証方策】

#### (1) 教育課程の編成・実施の適正化

- 各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画等を「通信教育実施計画」(仮称)として策定・明示することを義務付け
- 面接指導は少人数で行うことを基幹とすることや、集中スクーリングにおいて1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等に対する観点別学習状況の評価の実施、試験の実施時間・時期を適切に設定することなどを明確化

#### (2) サテライト施設の教育水準の確保

- 実施校の責任下におけるサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底、面接指導等実施施設の共通の基準に関して実施校と同等の教育環境を確保

#### (3) 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 養護教諭、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進を図るとともに、きめ細かく指導・支援を実現するための教諭等の人数を明確化

#### (4) 主体的な学校運営改善の徹底

- 法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底とともに、「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表
- 教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付け。ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に向けた実証研究を実施

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会  
(令和3年11月15日)

## ◆教員免許更新制度導入後の社会的変化

1. 社会的変化の速度向上と非連続化を受けた学びの在り方の変化
2. 教師の研修環境の変化（体系的かつ効果的な研修体制の樹立、国公私・地域の別を問わないオンラインによる研修コンテンツの充実等）

## ◆「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び

### 1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿

- 学び続ける教師
- 教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢
- 個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び
- 適切な目標設定・現状把握、積極的な「対話」
- 質の高い有意義な学習コンテンツ
- 学びの成果の可視化と組織的共有

### 2. 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて早急に講ずべき方策

- **公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供（履歴の記録管理、受講奨励）**
  - ・ 文部科学省においては、任命権者が、教師が教員研修計画に基づき受けた研修の履歴等を記録及び管理し、当該履歴を活用しながら、任命権者や服務監督権者・学校管理職等が、教師との対話を通じて、教師に計画的かつ効果的な資質の向上を図るための研修の受講を奨励することを義務付けることを検討すべきである。その際、市町村教育委員会の行う研修や学校における校内研修・授業研究なども含めたような研修の履歴等を含む仕組みにすることが望まれる。
  - ・ 任命権者が当該履歴を記録管理する過程で、期待する水準の研修を受けていると到底認められない教師には職務命令による研修の受講や、職務命令に従わない場合には適切な人事上又は指導上の措置を講じることが考えられ、こうしたことを国が定める指針の中で明らかにすべきである。
- **現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正**
  - ・ 教員育成指標や教員研修計画を策定する際に任命権者が参酌する国の指針において、時代の変化に応じて教師が身に付けるべき資質能力など基本的な視点を明らかにすべきである。
- **国公立学校教師を通じて資質能力を向上する機会の充実**
- **教職に就いていない者のための学習コンテンツの開発**

### 3. 準備が整い次第講ずべき事項と具体的方向性

- **研修履歴を管理する仕組みの高度化**
  - ・ 研修受講履歴管理システムの導入
- **新しい姿の高度化を支える3つの仕組み**
  - ・ 学習コンテンツの質保証
  - ・ ワンストップ的に情報を集約し、適切に整理・提供するプラットフォーム
  - ・ 学びの成果を可視化するための証明の仕組み
- **教職員支援機構の果たすべき役割**
  - ・ 全国的な研修・支援のハブ機能を有する教職員支援機構において、研修受講履歴管理システムの構築・運用に参画し、また、3つの仕組みを構築・運用し、これらを一体的に構築・運用
  - ・ 都道府県教育委員会等の任命権者等との共同（共同的な研修の作成・実施等）
  - ・ 基礎的な知識・技能を身に付けるための標準的な動画コンテンツの作成等

## ◆「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制

教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大など、一定の成果は上がってきたものの、

- ・ 更新しなければ職務上の地位の喪失を招きかねず、自律的かつ主体的に学ぶ姿勢は発揮されにくい。
- ・ 10年に1度の講習は、常に最新の知識技能を学び続けていくことと整合的でない。
- ・ 個別最適な学びが求められる中で、共通に求められる内容を中心とする更新制とは方向性が異なっている。
- ・ 「現場の経験」を重視した学びは更新制の客観的な要件として位置付けることが困難である。
- ・ 免許状更新講習の受講は、本質的に個人的なものとならざるを得ず、組織的なものとする上で限界がある。

「新たな教師の学びの姿」を実現するための方策を講ずることで、教員免許更新制が制度的に担保したものは総じて代替できる状況が生じることなどから、上記2. の早急に講ずべき方策と同時に、**教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門職性の高度化を進めていく。**



- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

## I 総論

### 第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
  - 学校安全の取組内容や意識の差
  - 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性
- など

### 施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

### 目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

## II 推進方策

 **5つの推進方策**を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等



## 推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

## 推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

## 推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

## 推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

## 推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

# 1. Society 5.0の社会像・求められる人材像、学びの在り方

(Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会の議論を踏まえて)

Society5.0に向けた人材育成  
～社会が変わる、学びが変わる～(概要)

平成30年6月5日

Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会  
新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース

6

## Society 5.0の社会像

A I 技術の発達 ⇒定型的業務や数値的に表現可能な業務は、A I 技術により代替が可能に  
⇒産業の変化、働き方の変化

### 日本の課題

A I に関する研究開発に人材が不足、少子高齢化、  
つながりの希薄化、自然体験の機会の減少

### 人間の強み

現実世界を理解し意味づけできる感性、倫理観、  
板挟みや想定外と向き合い調整する力、責任をもって遂行する力

## Society 5.0における学びの在り方、求められる人材像

A I 等の先端技術が教育にもたらすもの ⇒**学びの在り方の変革**へ

- (例) ・スタディ・ログ等の把握・分析による学習計画や学習コンテンツの提示  
・スタディ・ログ蓄積によって精度を高めた学習支援(学習状況に応じたコンテンツ提供、学習環境マッチング等)

学校が変わる。学びが変わる。 ⇒Society5.0における学校(「学び」の時代)へ

- ・一斉一律授業の学校 →読解力など基盤的な学力を確実に習得させつつ、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場へ
- ・同一学年集団の学習 →同一学年に加え、学習到達度や学習課題等に応じた異年齢・異学年集団での協働学習の拡大
- ・学校の教室での学習 →大学、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設等も活用した多様な学習プログラム

**共通して求められる力**：文章や情報を正確に読み解き対話する力

科学的に思考・吟味し活用する力

価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

**新たな社会を牽引する人材**：技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材

技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材

様々な分野においてA I やデータの力を最大限活用し展開できる人材 等



## 2. Society 5.0に向けて取り組むべき政策の方向性

(新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォースにおける議論の整理)

＜求められる人材像、  
学びの在り方＞

＜現状・課題等＞

＜取り組むべき政策の方向性＞

学びの在り方の  
変革

### 【すべての学びの段階】

- ・基盤的な学力を確実に定着させながら、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びが不十分。

### 【小・中学校】

- ・OECD/PISAでも高い到達水準。
- ・他方で、家庭環境、情報環境の変化のなかで、文章や情報の意味を理解し思考する読解力に課題との指摘。
- ・貧困の連鎖を断ち切り、すべての子供達にSociety5.0時代に求められる基礎的な学力を確実に習得させる必要。

### 【高等学校】

- ・普通科7割(80万人)・専門学科等3割(30万人)。
- ・普通科は文系7割(50万人)といった実態があり、多くの生徒は第2学年以降、文系・理系に分かれ、特定の教科については十分に学習しない傾向。  
※例えば普通科全体のうち「物理」履修者は2割(14万人)
- ・学年にとらわれない多様な学び(高等教育機関や産業界等との連携)の可能性。

### 【高等学校卒業から社会人】

- ・四年制大学は、人・社系5割(30万人)、理工系2割(12万人)、保健系1割、教育・芸術系等2割。  
※諸外国は、理工系にドイツ約4割、フィンランド・韓国等約3割
- ・教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性。  
※STEAM=Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics

共通して求め  
られる力の育  
成

新たな社会を  
牽引する人材  
の育成

I 「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供

II 基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得

III 文理分断からの脱却



#### I. 「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供

##### ○学習の個別最適化や異年齢・異学年など多様な協働学習のためのパイロット事業の展開

※全国の小中高等学校で実施  
(学校数は今後検討)

- ・ 児童生徒一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された学びの実現に向けて、スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオ（後述）を活用しながら、個々人の学習傾向や活動状況（スポーツ、文化、特別活動、部活動、ボランティア等を含む）、各教科・単元の特質等を踏まえた実践的な研究・開発を行う。（例：基礎的読解力、数学的思考力の確実な習得のための個別最適化された学習）
- ・ また、異年齢・異学年集団での協働学習（例：英語力に応じた異年齢・異学年の協働学習）についても、実践的な研究・開発を行う。
- ・ 「チーム学校」を進める観点からも地域の人材等と連携し、体験活動を含めた多様な学習プログラムを提供する。
- ・ 生徒・学生の学習環境がより個別最適化されるよう、アドバンスト・プレイスメント、飛び入学及び早期卒業等の活用促進を図る。また、学生の様々な学びの意欲を実現させ、学習の個別最適化を進める観点から、各大学におけるギャップイヤーや学外での幅広い学びのための休学の活用を促進する。

##### ○スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオの活用

- ・ EdTechを活用し、個人の学習状況等のスタディ・ログを学びのポートフォリオとして電子化・蓄積し、指導と評価の一体化を加速するとともに、児童生徒が自ら活用できるようにする。そのため、CBTの導入を含めた全国学力・学習状況調査の改善、学びの基礎診断の円滑な導入により、個々の児童生徒について、基盤的学力や情報活用能力の習得状況の継続的な把握と迅速なフィードバックを可能とし、評価改善のサイクルを確立する。

##### ○EdTechとビッグデータを活用した教育の質の向上、学習環境の整備充実

- ・ EdTechとビッグデータの活用を推進するために必要なガイドラインの策定、データの収集、共有、活用のためのプラットフォームの構築に関する検討を行う。
- ・ デジタル教科書、デジタル教材、CBT導入等を進める観点からもICT環境の整備やICT人材の育成・登用を加速する。



### 3. Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト②

## Ⅱ. 基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得

### ○新学習指導要領の確実な習得

- ・ 語彙の理解、文章の構造的な把握、読解力、計算力や数学的な思考力など基盤的な学力の定着を重視した**新学習指導要領**の確実な習得（全国学力・学習状況調査、大学入学共通テスト、学びの基礎診断でもこれらの力を重視）。そのため、個別最適化された振り返り学習など指導方法の改善や効果的な指導を支える教材、ICT環境、EdTechの整備を加速し、学習支援を充実する。
- ・ **スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオ**の活用（I. 参照）により、学力の定着を促進する。

### ○情報活用能力の習得

- ・ 大学入学共通テスト（2024年～）で「**情報**」を**出題科目に追加**することについて検討を開始する。
- ・ 小中高を通じてデータ・サイエンスや統計教育を充実する。

### ○基盤的な学力を確実に定着させるための学校の指導体制の確立、教員免許制度の改善

- ・ 小学校高学年における専科教員の配置など**学校の指導体制を確立**する。
- ・ 中学校・高等学校教員採用試験に比べ小学校教員採用試験の倍率が低迷していることや、中学校・高等学校でも技術科、情報科のような特定教科の免許状を保有する教員が少ないことを踏まえ、指導体制の質・量両面にわたる充実・強化を図る観点から、**免許制度の在り方**を見直す。（例：複数の校種、教科の免許状取得を弾力化すること、経験年数や専門分野などに応じ特定教科の免許状を弾力的に取得できるようにすること）



#### Ⅲ. 文理分断からの脱却

##### ○文理両方を学ぶ高大接続改革

- 様々な学問分野において必要となる、確率・統計や基礎的なプログラミング、理科と社会科の基礎的分野を必修とする新しい学習指導要領を確実に習得させるとともに、微分方程式や線形代数・ベイズ統計、データマイニングなど、より高度の内容を学びたい生徒のための条件整備等を行い、**文理両方を学ぶ人材**を育成する。

##### →WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムの創設

- AP（アドバンスド・プレースメント）も含む高度かつ多様な内容を、個人の興味・特性等に応じて履修可能とする学習プログラム/コースをWWLコンソーシアムとして創設（高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国公立高校・高専等を拠点校として整備）
- 海外提携校等への短期・長期留学を必修化し、海外からハイレベル人材を受け入れ、留学生と一緒に英語での授業・探究活動等

- 高校における文理分断の改善、社会のニーズ及び国際トレンド等を背景に、今後多くの学生が必要とするSTEAMやデザイン思考などの教育が十分に提供できるよう、大学による教育プログラムの見直しを促進する。  
：学生が共通的に学ぶ**リベラルアーツ**と学生が選択する**人社系**、**STEAM系**、**保健系**等の専門分野について、学部を超えて提供される構造へと変化。
- STEAM系を専攻するAIのトップ人材や専門人材を育成するとともに、文理両方を学ぶことにより必要なAIに関する素養を身に付けた人社系等を専攻する人材を育成する。また、大学のみならず高専や専門学校においてAIの専門人材を育成する。

##### →AI等の高度専門人材の育成

- 全学的な数理・データサイエンス教育の拡大・強化（拠点整備、標準カリキュラム等）等

##### →産学連携による実践的教育の実施と専門人材の育成

- 産学連携による実践的教育プログラムの開発・実施、産業界からの投資を呼び込むインセンティブ 等

##### ○地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成

- 高校と、地元の自治体、高等教育機関、産業界と連携したコースで、例えば福祉や農林水産、観光などの分野が学習できるよう環境整備等を行い、**地域人材の育成を推進**する。

##### →地域<sup>3</sup>高校※（地域キュービック高校）の創設 ※地域の、地域による、地域のための高校

- 高校と地元市町村・高等教育機関・企業・医療介護施設・農林水産業等のコンソーシアムを構築し、探究的な学び等を通じ、地域に関する産業や文化等に関する特色ある科目（例：観光学）を必ず履修させるなど、生徒が「やりたいこと」を見つけられる教育機関へ転換
- コミュニティ・スクールである都道府県立高校において、市町村長又は市町村教育長等を学校運営協議会の委員とすることを努力義務化し、都道府県と市町村の連携を促進



## 検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

## 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

## 分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)
1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進</li> <li>• <b>散在地域の指導体制構築</b>に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用</b>（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討）</li> <li>• 「GIGAスクール構想」の検討と共に、<b>ICT教材の活用、遠隔授業の実施</b>等を推進</li> </ul>
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教員研修のための<b>「モデルプログラム」を全国展開</b></li> <li>• 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる<b>研修用動画を作成</b></li> <li>• 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>大学等における履修証明</b>等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討</li> <li>• 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討</li> <li>• JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討</li> </ul>
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国人の子供の就学促進に関する<b>先進事例を自治体に提供</b></li> <li>• 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進</li> <li>• 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査</li> <li>• 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成</b></li> <li>• <b>住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討</b>（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）</li> </ul>
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供</b>し、各地域の実情に応じた取組を促進</li> <li>• 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>高等学校における「特別の教育課程」の適用</b>を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討</li> <li>• 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討</li> </ul>
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</b>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施</li> <li>• 外国人幼児のための就園ガイド等を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、<b>母語・母文化を尊重した取組の推進</b></li> <li>• <b>プレスクール</b>等の取組の更なる推進方策を検討</li> </ul>

## 趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、有識者会議を設置

(検討事項の具体例)

新しい時代の特別支援教育の方向性・ビジョン

障害のある子供たちへの指導の充実

教員の専門性の整理と養成の在り方

特別支援教育の枠組み

幼稚園・高等学校段階における学びの場等

## 【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

## 【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日)	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長 (令和2年4月1日～)	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長 (令和2年6月19日～)
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松學舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日)
片岡 聡一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校長 (～令和2年3月31日)	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授 (～令和2年5月31日)	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長 (令和2年4月1日～)	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター

(◎：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)

## 【オブザーバー】

- 梅澤 敦 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
- 西牧 謙吾 国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
- 本後 健 厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長

(令和2年6/30現在計3名、五十音順、敬称略)

【検討経緯】 令和元年9/6付で設置、第1回：9/25、第2回：10/16、第3回：11/8、第4回：12/2、第5回：令和2年2/6、第6回：2/25、第7回：5/21、第8回：6/30



## I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
  - ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
    - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
    - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**
- を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
- ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
  - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

## II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

### 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・**就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実**

### 3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・**集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定**
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

### 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

### 4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

## III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

### 1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

### 2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・**特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上**

### 3. 特別支援学校の教師

- ・特別支援学校教諭・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

## IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

### 1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

### 2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・**オンラインを活用した自立活動の実践的研究**
- ・**文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進**
- ・教師のICT活用スキルの向上

### 3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・**特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）**

### 4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

## V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

### 1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

### 2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

### 3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

### 4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

### 5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

# 学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて

～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正等を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：高橋儀平 東洋大学名誉教授）において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討し、報告を取りまとめ（令和2年12月）

## 報告書の概要

### 第1部 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた方策等

□インクルーシブ教育システムの構築の視点や、災害時の避難所の視点、バリアフリー法の改正などにより、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められており、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく必要。

#### （国における方策）

- ・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表
- ・学校施設バリアフリー化推進指針等の改訂
- ・財政的な支援の充実（補助率の嵩上げなど制度的な対応、建築単価の改訂など）
- ・バリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援 など

#### （学校設置者における方策）

- ・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定
- ・バリアフリー化に関する整備計画の策定と計画的な整備 など

### 第2部 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

□学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等をまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂案について検討。

### 第3部 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案

□公立小中学校等施設のバリアフリー化を一層推進していくため、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標案を検討。

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標案
車椅子使用者用トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
	屋内運動場	36.9%	
スロープ等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター 1階建ての建物のみ 保有する学校を含む	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当

※円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

# 「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」概要

（令和3年7月 義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議）

10

## 1. はじめに

- 中教審の審議状況を踏まえ、小学校高学年からの教科担任制の推進等に向けた教職員定数の確保の在り方について専門的・技術的な検討を実施
- 中教審答申で令和4年度を目途に本格的導入が必要とされたことを踏まえ、論点毎の考え方について一定の整理

## 2. 取組の経緯等

- 既存の定数措置（基礎・加配）、中学校教員の乗り入れ授業、独自予算による教員配置等を組み合わせ、各地域・学校の実情に応じた多様な実践
- 調査研究の結果等により、授業の質の向上、小中の円滑な接続、多面的な児童理解、教師の負担軽減といった取組の効果が確認

## 3. 小学校高学年における教科担任制の推進方策について

### （1）小学校高学年における教科担任制推進の考え方

中央教育審議会での整理を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、**各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべき**である。

※指導形態による教科担任制の4分類

- ・中学校並みの完全教科担任制
- ・特定教科における教科担任制
- ・学級担任間の授業交換
- ・学級担任とのTeam Teaching

### （2）優先的に専科指導の対象とすべき教科（対象教科）について

教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、**外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当**と考えられる。

※既存の教職員定数において一定の専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われていることに引き続き配慮

※対象教科の検討に当たっての観点

- ・系統的な学びの重要性、教科指導の専門性 [共通]
- ・グローバル化の進展 [外国語]、STEAM教育の充実・強化 [理科・算数]
- ・子供の体力向上、教師の年齢構成、再任用を含む人材確保 [体育]

### （3）専科指導の専門性を担保する方策について

国として定数措置を講じ、対象教科について専科指導の充実を図る上で、当該教科の専科教員に対し、教科毎の実態・特性を考慮しつつ、例えば、**①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。**

※上記①は、小中免許の併有状況に係る都道府県間のばらつき、併有促進に向けた制度改正の予定等を踏まえて検討する必要

※既存の小学校英語専科加配の要件は、小学校教員が指導力を身に付けつつある状況等を踏まえ見直しも検討

※教科特性を踏まえつつ、専門性や多様な知識・経験を有する人材確保の観点から、特別免許状の更なる活用や小中連携等を進めることも有効

### （4）学校規模や地理的条件に応じた教職員配置の在り方について

既存の定数措置も踏まえつつ、対象教科について専科指導の更なる充実を図るための措置を講ずる必要があるが、**学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、例えば、学年1学級程度の小規模校間における小小・小中連携や義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。**

## 4. おわりに

- 当面は、以上の整理を踏まえ特定教科における教科担任制の推進を図ることを中心に定数措置を進めることが適当。**対象教科に係る専科指導の取組・定着状況やその効果検証、少人数学級や義務教育学校化、教員免許制度改革の進展状況等の関連動向を踏まえ、将来像を検討。
- これまで以上にブロック内の小・中が連携し、義務教育9年間を見通して児童生徒の資質・能力を育成。各教育委員会等による環境整備が重要。
- 教科担任制推進の趣旨・目的の実現に向け、多様な実践を参照するなど不断の取組改善と、校長のマネジメント力の発揮に期待。



# 高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要 ⑪

## 現状と検討の背景

- ・ 高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況（10年前の2.7倍）
- ・ 義務教育段階においては、「特別の教育課程」を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- ・ 令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

## 制度化の必要性等

- ・ 日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
  - ・ しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、**生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**

## 制度化の在り方

- ・ 義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	「特別の教育課程」による日本語の指導を高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えることができることとする ※学校設定教科・科目の設置との併用は可能	指導計画の作成	日本語の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要がある生徒 ※日本語指導の知見のある者が参加し、多面的な観点から判断	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	学校生活や各教科等の学習に、日本語で取り組むことができることを目的とする指導	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	・在籍学校における指導 ・他校における指導	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数	小・中学校等における日本語の指導の授業時数の標準（10単位時間～280単位時間）を目安として検討		

## 充実方策

- ・ 高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- ・ 教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- ・ 国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する

経緯:平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

## 1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



## 3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

### 【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

**関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現**

### 【取組の方向性】

#### (1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

#### (2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

#### (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

## 4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現**



## 趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
  - ・ **全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等**
  - ・ **特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。**
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

## 検討事項

- (1) **特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方**
- (2) **特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方** ↔ 教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) **その他関連事項**

## 委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授  
 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長  
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長  
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長  
 木船 憲幸 九州産業大学教授  
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長  
 田中 良広 帝京平成大学教授  
 濱田 豊彦 東京学芸大学副学長  
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授  
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授  
 森 由利子 滋賀県教育次長  
 (計11名、五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

宍戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長  
 (計1名、敬称略)

スケジュール	
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（素案）の確定 第7回会議開催 ①報告とりまとめ
4月/5月 (予定)	パブリックコメント等
6月 (予定)	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

※令和4年3月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。



## 現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。  
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。  
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。  
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

### ① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）

### ② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

### ③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



### ⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】 ・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】 ・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】 ・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合  
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】 ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況  
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数  
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

### ④ 研修（校外）による専門性向上

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



### スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
  - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
  - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
  - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学校施設の在り方を議論

## 第1章 新しい時代の学びの姿

### (1) 社会情勢の変化

⇒社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来  
⇒新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

### (2) 「令和の日本型学校教育」の姿

⇒中央教育審議会において、新しい時代の初等中等教育の在り方を検討  
⇒教育再生実行会議において、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を検討

学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

### (3) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

- ・新学習指導要領の着実な実施
- ・9年間を見通した義務教育の在り方
- ・学校における働き方改革の推進
- ・地域社会や関係機関等との連携・協働
- ・GIGAスクール構想、ICTの活用
- ・多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応
- ・少人数による指導体制の整備

## 第2章 学校施設の課題

### (1) 新しい時代の学びへの対応の必要性

#### ●ポストコロナ時代における学校施設という実空間の役割

⇒児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識  
⇒ポストコロナ時代において、子供たちがともに集い、学び、遊び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要

#### ●学びのスタイルの変容への対応

⇒ICTの活用などにより、学級単位で一つの空間で一斉に黒板を向いて授業を受けるスタイルだけでなく、学びのスタイルが多様に変容していく可能性が拡大  
⇒空間・時間を超えて、様々な学習リソースに非同期にアクセスして学ぶことができるなど「非同期・分散」した学びのスタイルが広がり、これまでの「同期・集合」した学びのスタイルと往還する場面が展開されていく可能性も拡大

### (2)～(4) 学校施設等における現状と課題

- ・これまでの学校施設の計画、教室面積、多目的スペース、空調設備の整備状況 等
- ・防災・減災、国土強靱化、耐震対策・老朽化した施設の実態、維持管理 等
- ・国・地方の財政状況、適正規模・適正配置等の実態、複合化・集約化の状況 等

## 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

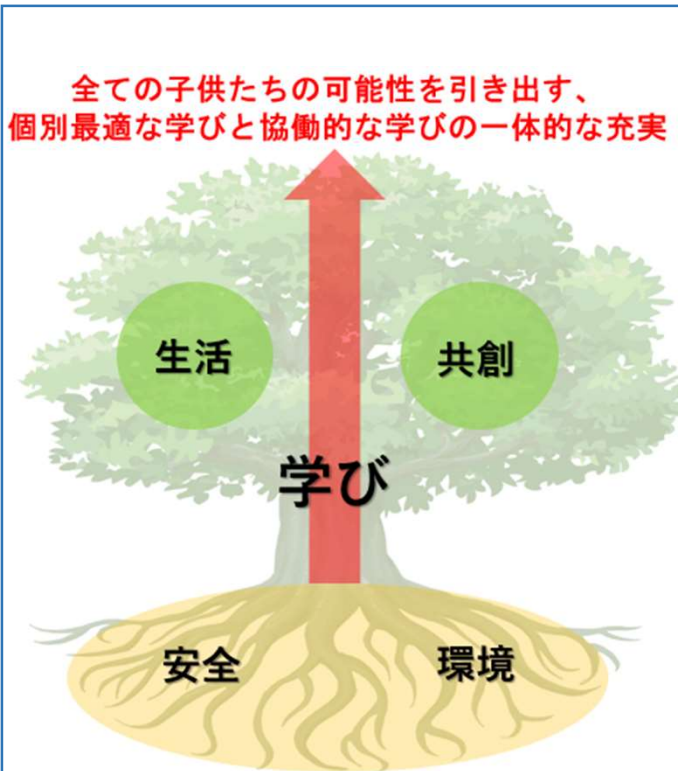
# Schools for the Future

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

### 「未来思考」の視点

- ① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという**固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す**。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ② 教室環境について、**単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）**をもつ。
- ③ 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、**画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）**をもつ。
- ④ どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、**関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する**。





## 新しい時代の学び舎として目指していく姿

「未来思考」をもった上で、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、**これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿**を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『**学び**』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『**生活**』『**共創**』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『**安全**』『**環境**』の確保を実現する。

## 【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

### 学び

- ▶▶▶ **個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現**
- ⇒ 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
- ⇒ 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
- ⇒ 教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備

（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）



1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備



多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応



ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

### 生活

- ▶▶▶ **新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現**
- ⇒ 居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
- ⇒ 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

### 共創

- ▶▶▶ **地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現**
- ⇒ 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
- ⇒ 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

## 【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

### 安全

- ▶▶▶ **子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現**
- ⇒ 老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
- ⇒ 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

### 環境

- ▶▶▶ **脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現**
- ⇒ 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
- ⇒ 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進



# 新しい時代の学びを実現する空間イメージ例（未来思考の視点を含む）

これからの学校施設は、新しい時代の学びを実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく

## 学び



単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な学びに対応できるよう、創造的な空間に転換していく姿

## 学び



学校図書館とコンピュータ教室と組み合わせて読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・commons」としていく姿

## 学び



教室と連続する空間も活用し、高機能のコンピュータ室を専門的で高度な学びを誘発する「デザインラボ」としていく姿

## 学び



映像編集やオンライン会議のためスタジオ、情報交換や休息ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿

## 生活



木材を活用し温かみのあるリビングのような空間の中で、壁面の工夫やベンチ等を配置し、豊かな学び・生活の場としていく姿

## 共創



地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿

## 安全



長く使い続けることができるように安全性を確保し、子供たちの学び・生活の場、地域のコミュニティの拠点としていく姿

## 環境



省エネルギー化や再生可能エネルギーを導入等を積極的に進め、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たしていく姿



## 第4章 学校設置者における推進方策

今後も増加する膨大な老朽化施設の現状等を踏まえ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に図る長寿命化改修等を積極的に推進していくことをはじめとした具体的な方策を提言

### (1) 長寿命化改修を通じた、新しい時代の学びを実現する教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進

- 安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現していくため、長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を積極的に推進

### (2) 首長部局と協働した、中長期的視点からの計画的・効率的な整備の推進

- 教育委員会と、まちづくり部局や財政部局、環境部局、防災部局等の首長部局との横断的な検討体制を構築
- 中長期的な将来推計を踏まえ、計画的・効率的な施設整備を推進（将来変化に柔軟に対応できる施設、将来的な他用途への転用、複合化・共用化等）

### (3) 多様な整備手法等の活用と、施設整備と維持管理の着実な推進

- PPP/PFI手法を含め、民間活力を活用した施設整備・維持管理を積極的に推進
- 計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換

### (4) 学校関係者等の参画による豊かな学びの環境整備の推進

- 学校施設の計画・設計において、学校設置者と設計者だけでなく、新しい学びの担い手である学校の教職員など関係者が参画した施設づくりを促進、プロポーザル方式の導入推進等

## 第5章 国における推進方策

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を着実に進めるための具体的な方策を提言

### (1) 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）の提示

- 2020年代を通じて目指す、新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性を目標水準として整理

### (2) 教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の事例収集・分析

- 長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に整備している好事例について、ボトルネックとなる課題の解決策とあわせて積極的に周知

### (3) 学校施設整備のための財政支援制度の見直し・充実

- 安定的・継続的な予算確保
- 国庫補助単価を含めた財政支援制度の更なる見直し・充実

### (4) 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の技術的支援の充実

- 学校施設整備・活用のためのプラットフォームを構築（事例・ノウハウの発信、専門家派遣等）
- 先導的モデル研究等を通じた新たな学校施設モデルの提示

### (5) 学校施設整備指針の改訂

### (6) 普及啓発、適切なフォローアップと更なる調査研究等の実施

## ➤ 位置づけ

- 学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、国は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「学校教育情報化推進計画」を策定することとされている。
- この計画策定を行うにあたり、同法第22条で「学校教育情報化推進専門家会議」を設置することとされている。政府の関係行政機関が設ける学校教育情報化推進会議等に対し、学校教育の情報化の方向性等について専門的知見による議論を通じて、御意見をいただくことが目的。

## ➤ 検討事項

GIGAスクール構想等の進展を踏まえ、今後の学校教育の情報化に関する基本的な方針について整理。

## ➤ 開催スケジュール

令和3年9月9日	学校教育情報化推進専門家会議(第1回)を開催
令和4年2月	学校教育情報化推進専門家会議を書面開催にて実施
令和4年4月21日	学校教育情報化推進専門家会議(第2回)を開催

## ➤ 委員 （敬称略。令和4年1月時点）

**座長 金丸 恭文**

フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO

**座長代理 堀田 龍也**

東北大学大学院情報科学研究科教授  
東京学芸大学大学院教育学研究科教授

そのほか、学識経験者、業界関係者、自治体関係者、学校関係者により構成 計10名

※オブザーバー：デジタル庁国民向けサービスグループ、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局  
総務省情報流通行政局情報流通振興課、経済産業省商務情報政策局サービス政策課



# 学校教育情報化推進計画(案) 概要

- 2019年6月に成立した「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、初めて策定する計画。学校教育の情報化の推進に関して、今後の施策の方向性やロードマップを示すもの。
- 同法で努力義務とされている、各自治体における推進計画の策定に当たっての参考となるもの。

## 第1部 総論

### ◇ 今後の学校教育の情報化の方向性について、以下の4つの観点で整理

- ① ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ② 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
- ③ ICTを活用するための環境の整備
- ④ ICT推進体制の整備と校務の改善

#### 1. 学校教育の情報化の現状と課題

… 学校の情報化をめぐる現状と今後の課題について記載

#### 2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針

… 現状・課題や文科省・デジタル庁の各種計画等を踏まえ、4つの基本方針（児童生徒、教職員、環境、体制・校務）を規定

#### 3. 計画期間

… 本計画は今後5年間に取り組むべき施策の方向性を示すもの

※技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ随時更新。策定から3年後を目途に見直しを行い次期計画を策定。

#### 4. 学校教育の情報化に関する目標

#### 5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

… 国/地方自治体/学校の役割分担と連携等について記載

## 第2部 各論

### 1. 基本的な方針を実現するための施策

… 4つの基本方針（①児童生徒、②教職員、③環境、④体制・校務）を各論の柱建てとして、個別の施策を整理

### 2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

… 各施策に共通して留意すべき重要事項を規定

## (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ① ICTの効果的な利活用の推進
- ② 情報モラル教育の充実
- ③ 健康面への配慮
- ④ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実
- ⑤ プログラミング教育
- ⑥ 障害のある児童生徒の教育環境の整備
- ⑦ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- ⑧ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

## (2) 教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保

### ① 学校の教職員の資質の向上

- ・ ICTを活用した教育活動を、教師が授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面において自在に行えるような姿を目指し、全ての教師が参加できるような研修等の充実を図る。

### ② 人材の確保等

- ・ 令和4年度（2022年度）より共通必修科目として「情報Ⅰ」が新設されることなども踏まえ、高等学校情報科担当教員の確保と質の向上を進める。

### ③ ICT支援員など専門人材による支援

- ・ ICT を活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有するICT支援員などのICT人材の確保を促進する。



### (3) ICTを活用するための環境の整備

#### ① 学校におけるICTの活用のための環境の整備

- ・ GIGAスクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方について関係府省庁で検討し、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。(略)
- ・ 児童生徒が快適にインターネットにアクセスできるよう、既存のネットワーク環境の改善を進めるとともに、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク SINETの活用や、5Gなど移動通信システムの整備の進捗なども含め、学校内外におけるネットワーク環境の整備と充実を進める。

#### ② 教育データの利活用、教育DXの推進

#### ③ デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し

- ・ 令和6年度(2024年度)を見据え、紙の教科書とデジタル教科書の関係、財政負担も考慮した上でのデジタル教科書の制度上の位置付けや、デジタル教科書の今後の在り方を明確にする。

#### ④ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等 ⑤ 著作権への理解

### (4) ICT推進体制の整備と校務の改善

#### ① 学習の継続的な支援等のための体制の整備

- ・ ICTを活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、学校設置者が、ICT推進を担当する組織体制の整備、ICT支援員をはじめとする専門人材の配置や、「GIGAスクール運営支援センター事業」を活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備などを進める。

#### ② 情報化による校務効率化

- ・ デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和4年度(2022年度)中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。

## 1 趣旨

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月中央教育審議会答申)を受けて、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討する必要がある。

児童生徒への学習指導・生徒指導の在り方や環境整備について、特にGIGA スクール構想に基づくICT 環境の整備と活用を進める中で、教科書・教材のデジタル化を推進するとともに、既存の教科書・教材との関係を整理し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することが求められている。

このため、多様かつ専門的な見地から横断的に議論し、検討内容を必要な施策に結び付けていくため、初等中等教育分科会に本会議を設置する。

## 2 主な検討事項

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための、

- (1) 一人一台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方について
- (2) 教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方について
- (3) 学校内外の環境整備の在り方について
- (4) その他



## 設置目的の概要、検討事項

### 1. 設置目的の概要

GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備と活用を進める中で、教科書・教材のデジタル化を推進するとともに、既存の教科書・教材等との関係を整理し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、次の事項について検討。

### 2. 主な検討事項

- (1) 令和6年度からのデジタル教科書の本格的な導入の在り方
- (2) デジタル教科書やデジタル教材、関連するソフトウェアの適切な活用方策
- (3) その他

## 検討の経過

(これまでの開催経過)

令和4年3月23日 第1回WG開催  
4月25日 第2回WG開催  
5月26日 第3回WG開催

(今後の予定)

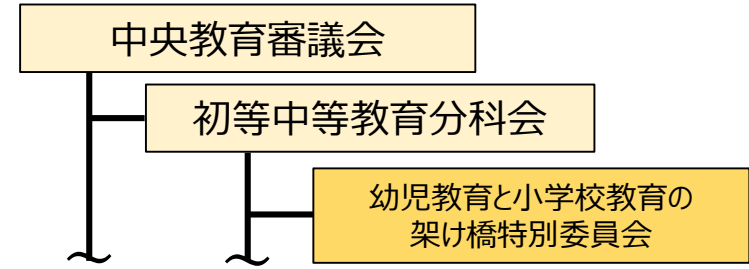
令和4年の夏頃をめどに中間的なとりまとめを予定

## 委員構成

飯野 眞幸	高崎市教育委員会教育長
石戸 奈々子	NPO法人CANVAS理事長/慶應義塾大学教授
黒川 弘一	一般社団法人教科書協会 デジタル教科書政策特別委員会座長
執行 純子	大田区立入新井第一小学校長
神野 元基	学校法人東明館学園理事・校長 /宮崎市教育CIO
高橋 純	東京学芸大学教育学部教授
田村 恭久	上智大学理工学部教授
中川 一史	放送大学教養学部教授
長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長
中野 泰志	慶應義塾大学経済学部教授
中村 めぐみ	つくば市教育委員会指導主事
○奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
平川 理恵	広島県教育委員会教育長
◎堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授 /東京学芸大学大学院教育学研究科教授
水谷 年孝	春日井市立高森台中学校長
森 達也	一般社団法人日本図書教材協会理事 /一般社団法人全国図書教材協議会理事
渡辺 弘司	日本学校保健会副会長/日本医師会常任理事

(17名)

- 幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、初等中等教育分科会の下に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置（令和3年7月8日初等中等教育分科会決定）
- 具体的には、以下の事項について検討
  1. 生活・学習基盤を全ての5歳児に保障するための方策
  2. 各地域において幼児教育を着実に推進するための体制整備
  3. 保護者や地域の教育力を引き出すための方策、保育人材の資質能力の向上といった幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図る上で必要な事項



【委員一覧】※敬称略・五十音順（◎：委員長、○：委員長代理）

- 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
- ・ 荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長
- ・ 石戸 奈々子 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、CANVAS 代表
- ・ 榎本 和生 東京大学大学院理学系研究科教授
- ・ 大竹 文雄 大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授
- ・ 岡林 律子 高知県教育委員会事務局幼保支援課専門企画員
- ・ オチャンテ村井ロサメルセデス 桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科准教授
- ・ 神長 美津子 大阪総合保育大学児童保育学部特任教授
- ・ 久保山 茂樹 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム推進センター」上席総括研究員(兼)センター長
- ・ 黒木 定藏 宮崎県児湯郡西米良村長
- ・ 齋藤 孝 明治大学文学部教授
- ・ 鈴木 みゆき 國學院大學人間開発学部教授
- ・ 曾木 書代 社会福祉法人龍美 陽だまりの丘保育園長
- ・ 田村 学 國學院大學人間開発学部教授
- ・ 中井澤 卓哉 筑波大学教育学類4年、(一社)ひとと代表理事
- ・ 中山 昌樹 学校法人中山学園理事長
- ・ 二宮 徹 NHK解説主幹
- ・ 平川 理恵 広島県教育委員会教育長
- ・ 藤迫 稔 大阪府箕面市教育委員会教育長
- ・ 堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授

- ・ 水野 達朗 大阪府大東市教育委員会教育長
- ・ 溝上 慎一 学校法人桐蔭学園理事長、桐蔭横浜大学学長・教授
- ・ 宮下 友美恵 学校法人静岡豊田学園 静岡豊田幼稚園長
- ◎ 無藤 隆 白梅学園大学名誉教授
- ・ 村田 伊津子 岐阜市子ども・若者総合支援センター「E-ルぎふ」所長
- ・ 吉田 信解 埼玉県本庄市長
- ・ 渡邊 一利 公益財団法人笹川スポーツ財団理事長
- ・ 渡邊 英則 学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長、港北幼稚園長

【オブザーバー】

- ・ 内閣府子ども・子育て本部参事官付（認定こども園担当）
- ・ 厚生労働省子ども家庭局保育課
- ・ 全国国公立幼稚園・こども園長会
- ・ 全日本私立幼稚園連合会
- ・ 公益社団法人全国幼児教育研究協会
- ・ 全国連合小学校長会
- ・ 日本私立小学校連合会
- ・ 社会福祉法人日本保育協会
- ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
- ・ 公益社団法人全国私立保育連盟
- ・ 特定非営利活動法人全国認定こども園協会
- ・ 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
- ・ 認定こども園連盟

※「幼保小の架け橋プログラム」の共通事項等の整理及び幼児教育の質の保障の仕組みについては、委員長が指名する委員によるチームを編成し集中的に検討した上で、本委員会で議論。



## 1. はじめに

- 「令和の日本型学校教育」を目指し、質の高い学びに向けた取組を推進中
- 幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、幼児教育の質的向上と小学校教育との円滑な接続を図り、接続期の教育を充実する必要
- 本特別委員会では、初等中等教育分科会の審議要請を踏まえ、全ての子供に学びや生活の基盤を保障するための方策や体制整備等を審議
- 今後さらに、質の保障の仕組みを中心に検討

## 3. 課題

### (1) 幼児教育の質に関する社会や小学校等との認識の共有

- 幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難く、小学校教育の前倒しと誤解されることがある
- 遊びを通じて学ぶ幼児期の特性の再確認、小学校・家庭・地域と共有

### (2) 0～18歳まで見通した学びの連続性に配慮しつつ、幼保小の接続期の教育の質を確保するための手立ての不足

- 幼保小の接続の課題
  - ・園の7～9割が小学校との連携に課題意識
  - ・半数以上の園が行事の交流等どまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていない
  - ・スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムがバラバラに策定 など  
→学びや生活の基盤の育成に大きな影響
- 特に、「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を実践にどう生かすのかなど、カリキュラムの参考になる資料が少ない

### (3) 格差なく学びや生活の基盤を育む重要性和多様性への配慮

- 質の高い幼児教育が子供の望ましい発達と学びなどに結びついていくとの研究成果
- 一人一人の特性と経験を踏まえた指導が必要

### (4) 教育の質を保障するために必要な体制等

- 自治体の幼児教育推進体制として、幼児教育アドバイザーの経験に拠るところが大きく、アドバイスの質のばらつきや継続性などに課題

### (5) 教育の機会が十分に確保されていない子供や家庭への支援

- 教育の機会へのアクセスが十分ではない家庭もあり、教育と福祉の垣根を越え、子供や家庭の総合的・継続的な支援が必要

## 2. 背景

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視
- 幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の向上の必要
- 新型コロナウイルス感染症による学びや生活への影響、デジタル化の対応など
- 特別な配慮を必要とする子供（障害のある子供、外国人の子供等）への対応
- 持続可能な社会の創り手の育成の重要性

## 4. 目指す方向性

### (1) 「社会に開かれたカリキュラム」の実現に向けた質に関する認識の共有

- 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を手掛かりに、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、小学校以降のカリキュラムと接続し、関係者と認識を共有

### (2) 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」と各園・学校や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの実施

- 発達の段階を見通しつつ、5歳児から小学校1年生の2年間（「架け橋期」）に着目。全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の実施
- 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」に関する理解・活用の促進
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きと参考資料の初版（案）作成、全国的な架け橋期の充実と、モデル地域の実践を集中的に推進
- 架け橋期のカリキュラム開発のイメージ：
  - ・園・小学校、教育委員会、子育て部局等によるカリキュラム開発会議を構成、手引きや参考資料の初版（案）を活用しつつ架け橋期のカリキュラムの開発、研修、教材としての環境の活用等の開発
  - ・これを踏まえ、園・小学校で教育課程編成・指導計画作成、実施
- 進め方のイメージ：
  - ・4つのフェーズ（①基盤づくり、②検討・開発、③実施・検証、④改善・発展サイクルの定着）に対応して、カリキュラム開発会議、園・小学校の取組・体制、自治体の支援体制の視点からイメージ例を提示
- 架け橋期のカリキュラムの共通の視点（例）：
  - ・①期待する子供像、②遊びや学びのプロセス、③園の活動／小学校の単元構成等、④指導上の配慮事項、⑤子供の交流、⑥家庭や地域との連携
- 質保障の枠組み：モデル地域を対象とした調査等、改善事項の整理、全国展開

### (3) 全ての子供のウェルビーイングを保障するカリキュラムの実現

- 全ての子供のウェルビーイングを保障するため、教育課程編成等、実施、評価・改善

### (4) 幼児教育推進体制等の全国展開による、教育の質の保障と専門性の向上

- 自治体の幼児教育推進体制の活用支援を強化、指導・助言内容の充実
- 組織的・計画的な研修、合同・参加研修等、ICT環境整備 など

### (5) 地域における園・小学校の役割の認識と関係機関との連携・協働等

- 教育・福祉等の関係機関と連携・協働、障害のある子供への教育の充実等

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

### 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

### 「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、**子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割**を果たしている
- **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上**

## 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

### ① 教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

### ③ 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

### ② 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

### ④ 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

### ⑤ 教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み



## 趣旨

- 1人1台端末や学習系ネットワーク等の多様なツールを活用し、教育委員会や学校において教職員の校務や保護者負担の軽減を図る取組が進んできている。文部科学省としても統合型校務支援システムの導入の促進を図っているところであるが、現状の校務支援システムは、インターネットとつながっていない自治体が半数程度あること、多くの自治体で学習系データと連携していないことや自宅から利用できないこと等の課題がある。
- また、校務系ネットワークについても、今後クラウドサービスの利活用を前提とし、ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制御を前提とした目指すべき構成について、校務系と学習系等とのデータ連携が進み、クラウドサービスの利活用について段階的に進んでいくと考えられるところ。
- このような状況を踏まえ、GIGAスクール構想が進展し、1人1台端末の活用が進む中、**学校における働き方改革をより進めるための校務の情報化の在り方**や、**校務系システムのデータと他のシステムとの連携の可能性等**について、**今後の方向性を示すことを目的**として、本会議を設置する。

## 検討事項

- (1) GIGAスクール構想が進展する中で、学校における働き方改革をより進めるための校務の情報化の在り方
- (2) 校務系システムのデータの他システムとの連携の可能性
- (3) その他

## 設置期間

令和3年12月23日  
～令和5年3月31日(予定)  
※2か月に1回程度で開催



## 委員 (敬称略。令和4年4月時点)

座長 堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授  
東京学芸大学大学院教育学研究科教授

副座長 高橋 純 東京学芸大学教育学部教授

そのほか、学識経験者、業界関係者、自治体関係者、学校関係者により構成 計19名

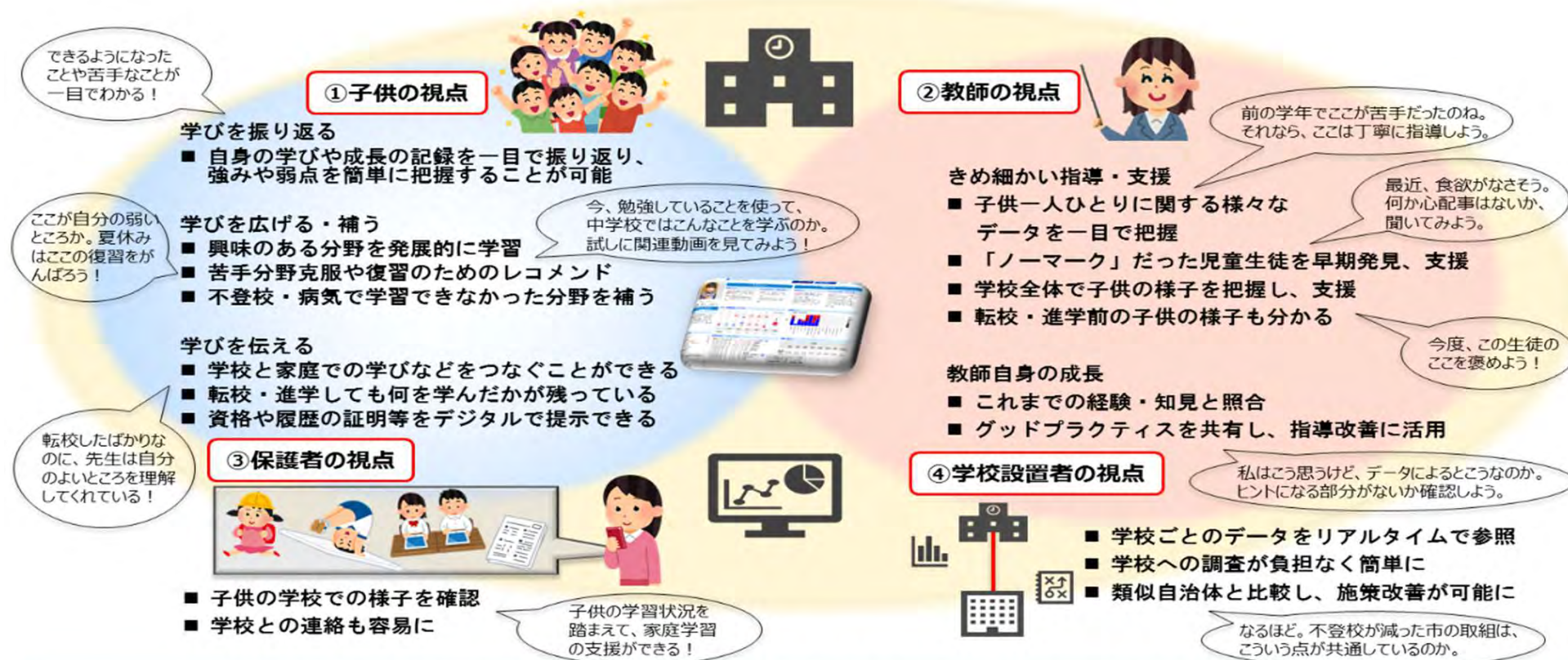
## 1. 教育データの定義

- ✓ **初等中等教育段階の学校教育**における児童生徒（学習者）のデータが基本。
- ✓ ①**児童生徒**（学習面：スタディ・ログ、生活・健康面：ライフ・ログ）、②**教師**の指導・支援等（アシスト・ログ）③**学校・学校設置者**（運営・行政データ）。
- ✓ **定量的データ**（テストの点数等）**だけではなく、定性的データ**（成果物、主体的に学習に取り組む態度、教師の見取り等）**も対象**。

## 2. 教育データの利活用の原則

- (1) **教育・学習は、技術に優先**すること
- (2) **最新・汎用的な技術**を活用すること
- (3) **簡便かつ効果的な仕組み**を目指すこと
- (4) **安全・安心**を確保すること
- (5) **スモールスタート・逐次改善**していくこと

## 3. 教育データの利活用の目的（将来像の具体的なイメージ）



## ⑤ 行政機関・大学等の研究機関の視点

- 学習指導要領の改訂などにデータを活用することで根拠に基づいた政策（EBPM）を実現
- これまで分からなかった人の学習過程の解明に基づき、新たな教授法・学習法を創出
- 教員養成・研修等に活用することで、教師の資質能力向上を推進



## 4. 教育データの利活用の視点

### ① 一次利用（現場実践目的）と二次利用（政策・研究目的）

- ✓ 一次利用：個々の児童生徒、特定の状況・場面等に応じて活用。
- ✓ 二次利用：全体の状況・傾向等を把握。  
具体的な個人等を特定できる情報は用いない。

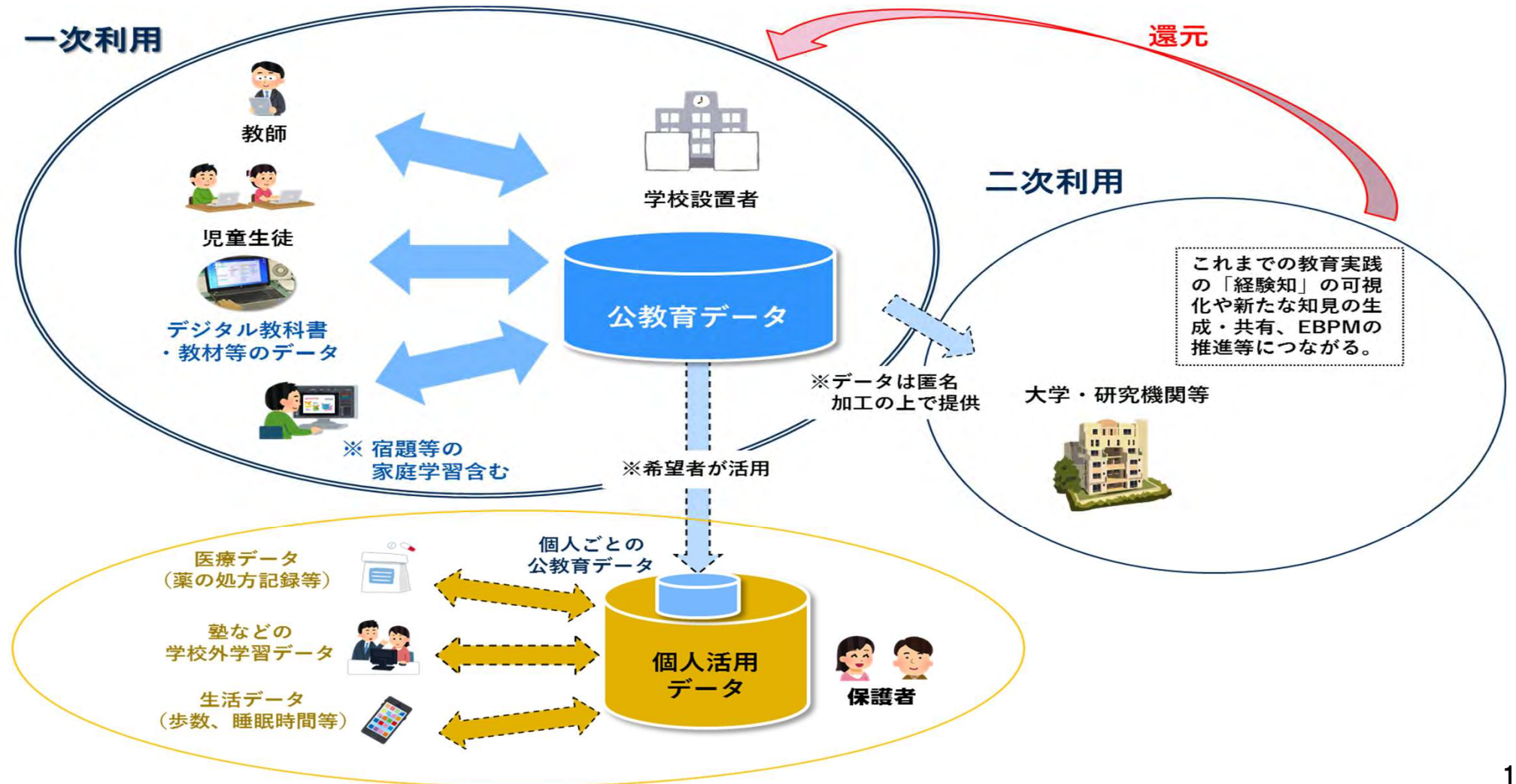
### ② 公教育データと個人活用データ

- ✓ 公教育データ：公教育の実施に必要なデータ。
- ✓ 個人活用データ：学校外のデータを含め、個人として活用していくデータ。  
二次利用を含め、政府全体で検討を深める必要。



GIGAスクール構想による1人1台環境の構築が進む中、

まずは、全国の学校現場で公教育データの一次利用ができる環境の充実が急務。二次利用についても同時並行で検討・実施。



## 5. 学校現場における利活用（公教育データの一次利用）

- ✓ 各学校において、**便利に利活用できる仕組みの構築**が必要。
- ✓ 様々な教育データを相互に参照し合えることにより、**複数のコンテンツやシステムを円滑に使用できる**ことが重要。



- ✓ 正確な把握に基づく個別最適な対応を行う際、**多面的なデータの活用が有用**。
- ✓ 学校・自治体がデータを主体的に活用できるよう、**ユースケースを収集し、知見の共有を図る**べき。また、**支援体制の構築**や自治体間が**連携できるコミュニティづくり**が必要。
- ✓ **デジタル教科書・教材が連携し、他のデータと併せて活用できるように**するべき。
- ✓ 学習ツールの窓口となる「**学習 e ポータル**」の**普及促進**を図るとともに、ガバメントクラウド構想等も踏まえつつ、**学校・自治体ごとのデータ集約の標準モデル構築等**が必要。

## 6. ビッグデータの利活用（公教育データの二次利用）

- ✓ 教育水準の向上には、**現場の実践や政策立案に資する、大規模な教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた評価・改善等**が必要。その際、具体的な個人等を特定できる情報は用いない。



- ✓ 児童生徒や教職員が**実際に活用するシーンから、必要な仕組みを検討**することが必要。
- ✓ 優れた教師の指導の可視化・定量化など、**学校現場が必要とするものをくみ取る**とともに、**効果的だったものが研究者にも伝わる双方向のルート確保**が重要。
- ✓ **データ利活用のポリシーに係る議論を進める**べき。その際、**学習者本人が意図しない形での不利益な取扱い等がされない**ことが必要。

## 7. 生涯を通じたデータ利活用（個人活用データ）

- ✓ **学びの連続性・継続性というメリットがある一方、本人の望まない形でデータが流通・利用されることを懸念する声**もある。



- ✓ 希望する者が、公教育データだけではなく、**自身の様々な個人活用データを集約し、本人が自由に使えるようにすることで利便性が高まる**。
- ✓ 多様な分野の事業者等との間でデータを安全にやり取りする必要があるため、**政府全体において検討を深める必要**。

## 8. 教育データの標準化

- ✓ 教育データの相互運用性を確保するため、**データ内容・規格の標準化は不可欠**。
- ✓ 文部科学省「**教育データ標準**」の検討を**加速化**すべき。



- ✓ **国際標準規格に沿いつつ、我が国の実情に合う形で進めていく**べき。
- ✓ **活用結果を踏まえ、改訂・洗練**していくことが求められる。
- ✓ 大学をはじめ生涯を通じた学びにおけるデータ利活用を推進する観点から、**標準化の範囲拡大等に取り組む**必要。
- ✓ **デジタル教科書や様々な教材等で「学習指導要領コード」等を活用**していくべき。
- ✓ 児童生徒IDの在り方については、技術の進展も見つつ、今後、具体的なユースケースをもとに検討が必要。



### 設置の趣旨、検討事項

#### 1. 趣旨

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」(令和3年1月中央教育審議会答申)において挙げられた学校運営に係る地方教育行政の在り方に係る検討事項その他当面する課題等を踏まえ、地方教育行政の充実改善に向けた検討を行う。

#### 2. 検討事項

- ・教育委員会の機能強化・活性化のための方策
- ・教育委員会と首長部局との効果的な連携の在り方
- ・小規模自治体への対応・広域行政の推進のための方策
- ・学校運営支援のために教育委員会が果たすべき役割
- ・その他関連する事項

### 開催実績

#### 第1回 令和4年1月31日

- ・論点(案について)
- ・地方教育行政の充実に向けた方策等について(委員からの発表)

#### 第2回 令和4年3月7日

- ・地方教育行政の充実に向けた方策等について(委員からの発表)

#### 第3回 令和4年4月18日

- ・地方教育行政の充実に向けた方策等について(委員からの発表)

### 委員構成

青木栄一 東北大学教育学研究科・教育学部教授

岩本 悠 一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、島根県教育魅力化特命官

梶原敏明 大分県玖珠町教育長

清原慶子 杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員教授、前東京都三鷹市長 ◎(座長)

小崎誠二 奈良教育大学教職大学院学長補佐

戸ヶ崎勤 埼玉県戸田市教育委員会教育長 ○(座長代理)

藤迫 稔 大阪府箕面市教育委員会教育長

村上祐介 東京大学大学院教育学研究科准教授

吉田信解 埼玉県本庄市長、全国市長会社会文教委員長

(令和4年4月1日現在)

(9名)

## 1. 設置までの経緯

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育に関し、我が国の学校において才能をどのように定義し、見だし、その能力を伸長していくのかという議論はこれまで十分に行われていなかった状況。
- 令和3年1月の中教審答申（『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～）等において、こうした児童生徒の指導・支援の在り方の専門的な検討が求められた。
- このため令和3年6月、本会議を初等中等教育局長の下に設置。（座長：岩永雅也(放送大学学長)）

## 2. 検討状況

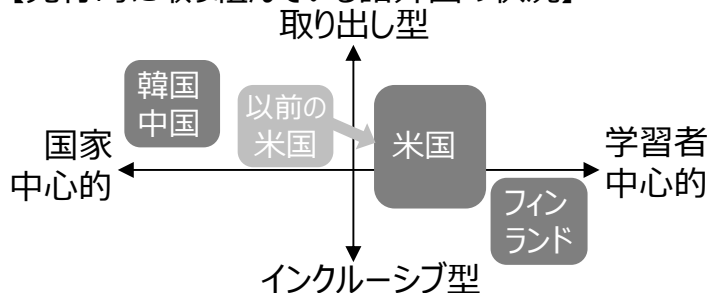
- 以下の6回の会議を踏まえ、令和3年12月17日に論点整理をとりまとめ。
  - ・第1回～第3回 これまでの研究成果、海外の事例などを基に議論
  - ・第4回 アンケートの結果（808件回答）、学校外の学びの場の事例などを基に議論
  - ・第5回 論点整理たたき台の提示、議論
  - ・第6回 論点整理案の提示、議論→座長一任
- 今後の予定 引き続き、論点に沿って議論を進め、令和4年中に一定の結論を出す予定。



## 1 現状

- ・諸外国ではIQなどによる一律の基準ではなく、大綱的に定義。才能は、科学技術・芸術・スポーツ等の領域に固有なものとして捉える傾向。
- ・特異な才能のある児童生徒は、強い好奇心や感受性、豊かな想像力、過敏などの認知・発達の特徴があり、それに伴う困難を抱えることも。
- ・才能教育には、早修（プログラムを速く・早期に履修。飛び級、早期入学など）と拡充（深化内容の学習。放課後・夏季プログラム、コンテストなど）がある。

【先行的に取り組んでいる諸外国の状況】



【我が国における状況】

- ・特定の領域に焦点を当てた学校の支援や才能を伸長する支援。
  - \* 科学技術人材を育成する「スーパーサイエンスハイスクール」
  - グローバル人材を育成する「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」
  - \* 大学等が理数系分野で突出した能力を有する児童生徒の能力を伸長する「グローバルサイエンスキャンパス」、「ジュニアドクター育成塾」
- ・高等学校では、大学等で学修を行った場合に単位認定可能。
- ・大学・民間事業者・NPO等が、興味・関心に応じたプログラムを実施。

## 2 指導・支援に関する課題

### ○学習に関する状況

- ・学校の授業での学習内容が知っていることばかり。
- ・活用の場面が与えられない。
- ⇒資質・能力を伸ばせない。充実した学びができない。

### ○学校生活に関する状況

- ・知的側面が年齢不相応に発達しているため、同級生との会話や友人関係構築に困難。
- ・教師との関係で課題を抱える場合もある。
- ・トラブルや孤立が発生する場合もある。

⇒ 以上の結果、不登校になる場合もある。

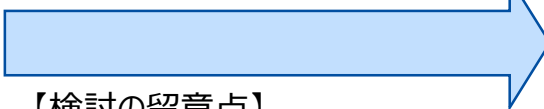
### ○特異な才能のある児童生徒を取り巻く状況

- ・教委・学校・教師による効果的な支援が行われている実態もあるが、各主体の理解や体制に左右。
- ・興味・関心に合った学校外の学びの場にアクセスできない（地域偏在）や、情報が届かない状況。
- ・環境整備は、国民的な合意形成の視点も重要。

## 3 検討の方向性

### ○全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として検討

- ・学校現場が分断されたり、特異な才能のある児童生徒が差別対象となったりしないよう留意。



【検討の留意点】

- ・学校種の特性を踏まえること
- ・学校外の学びの場など、広く児童生徒の特性や困難に応じた対応策を検討すること
- ・デジタル社会の進展を踏まえること
- ・教育課程の共通性との関係に留意すること

## 4 今後議論すべき論点

	教室内・学校内における対応	学校外における対応
学習活動の困難への対応	教材・指導法、個に応じた指導	学校外の学びの場の充実
学校生活の困難への対応	学級経営・生徒指導等	学校外の学びの場の充実

※その他、既存施策の活用や、才能と障害を併せ有する場合の対応についても検討。

### ○必要な環境や体制

- ・特異な才能や認知の特性等を見いだす方策
- ・教委や学校関係者の理解啓発のための方策
- ・学校や教委に対する必要な支援や体制整備
- ・学校外の学びの場を活用しやすくする方策
- ・保護者へのサポートや社会の理解啓発のための方策
- ・先行的な実践を全国に普及させるための方策

## 5 今後の予定

4 で記載した各項目について、年明け以降に引き続き議論を行い、令和 4 年中に有識者会議としてのまとめを行う。

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の更なる質保証については、生徒の学びを保障する観点から解決すべき課題が多く、通信制課程における高等学校教育のこれからの在り方等について検討を行う必要があることから、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議を設置

検討事項

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方について

- (1) 通信制課程の教育方法や学習支援体制の在り方
- (2) 設置認可基準・所轄庁の在り方
- (3) その他

検討の背景

- 現在の通信制課程の教育制度は、勤労青少年を前提として、自宅等において「自学自習」に取り組むことを原則とした特例的な教育方法（添削指導、面接指導、試験、多様なメディアを利用した教育）を採用
- 一方、広域通信制高等学校の生徒の実態として、その3分の2は不登校経験のある16～18歳の未就業者が主であり、これらの生徒は、在籍する高等学校の本校所在地から遠距離にある都市部等に在住している場合が多く、週何日か定期的に登校して学校教員から対面の面接指導等による学習支援が必要な時に受けられるような環境にはないことなどから、「自学自習」の学習習慣を身に付けることが困難な傾向が強く、本制度が従来想定していた学ぶ意欲を強く持ちながらも就業のためにその機会が得られないといった生徒像とは大きく異なるため、近年「自学自習」が困難な生徒が大多数を占めている実態を踏まえた通信制課程の教育方法や学習支援体制等の在り方を検討することが必要
- また、近年、広域通信制高等学校の設置数が急激に増加しているが、一部の学校では多様な生徒の実態に対応した学校教育としての質保証が十分ではなく、不適切な学校運営や不十分な教育活動等の実態が見られるとともに、広域通信制高等学校が設置するいわゆる「サテライト施設」が所轄庁の自治体の圏域を超えて全国各地に多数設置されており、その設置認可等の在り方も大きな課題

委員

五十音順

【氏名】

【職名】

- ・青木 栄一 東北大学教授
- ・吾妻 俊治 東海大学附属望星高等学校長
- ・荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長
- ・岩本 悠 一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事
- ・大河原 遼平 TMI総合法律事務所弁護士
- ・篠原 朋子 学校法人NHK学園理事長
- ・時乗 洋昭 山手学院中学校・高等学校長
- ・原口 瑞 神奈川県立横浜修悠館高等学校長
- ・日永 龍彦 山梨大学大学教育センター教授
- ・光富 祥 太平洋学園高等学校長
- ・村松 洋子 島根県立宍道高等学校長
- ・森田 裕介 早稲田大学人間科学学術院教授

(計12名)



# 不登校に関する調査研究協力者会議

## 1 設置の目的

- 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」（平成28年7月）や教育機会確保法の趣旨を踏まえつつ、中央教育審議会答申（令和3年1月）や教育再生実行会議提言（令和3年6月）及び不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査（令和3年10月）、コロナ禍による人々の意識の変化や社会全体のDX推進の状況等を踏まえ、今後重点的に実施すべき施策の方向性について検討を行った。

## 2 開催実績

- 第1回：令和3年10月6日
  - ・不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査の結果について協議
  - ・横浜市教育委員会から不登校施策の現状と課題についてヒアリング
- 第2回：令和3年11月25日
  - ・令和2年度問題行動・不登校調査の結果について協議
  - ・鳥取県・京都市教育委員会から不登校施策の現状と課題についてヒアリング
- 第3回：令和3年12月21日
  - ・家庭教育支援センターペアレンツキャンプからヒアリング
  - ・とりまとめに向けた論点案について協議
- 第4回：令和4年2月17日
  - ・教育委員会における学校外の公的機関や民間施設、ICT等の活用による学習に関する現状の取組と課題について協議
  - ・フリースクール全国ネットワークからヒアリング
  - ・さいたま市教育委員会からICTを活用した不登校児童生徒への支援についてヒアリング
  - ・報告書素案について協議
- 第5回：令和4年5月23日（予定）
  - ・報告書（案）について協議

## 3 委員

- 石川悦子（こども教育宝仙大学こども教育学部教授）
- 伊藤美奈子（奈良女子大学大学院生活環境科学系教授）
- 江川和弥（フリースクール全国ネットワーク代表理事）
- 沖山栄一（東京都世田谷泉高等学校統括校長）
- 小林幸恵（全国養護教諭連絡協議会会長）
- 斎藤環（筑波大学医学医療系教授）
- 齋藤真人（学校法人立花学園立花高等学校理事長・校長）
- 笹森洋樹（国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員）
- 佐藤博（家庭教育支援センターペアレンツキャンプ  
代表カウンセラー）
- 佐藤博之（日本PTA全国協議会副会長）
- 白井智子（新公益連盟代表理事）
- 野田正人（立命館大学大学院人間科学研究科特任教授）
- 原和輝（全国適応指導教室・教育支援センター等  
連絡協議会会長）
- 笛木啓介（大田区立大森第三中学校長）
- 三橋正文（鳥取県教育委員会参事監・小中学校課長  
・学びの改革推進室長）
- 安田哲也（徳島市立佐古小学校長）
- 渡邊香子（横浜市教育委員会事務局人権健康教育部  
人権教育・児童生徒課担当係長）

（●：座長）

# 不登校に関する調査研究協力者会議報告書(案)(概要)

## 1 不登校の現状と実態把握

### ○令和2年度問題行動等調査

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は調査開始以来最多の196,127人
- ・コロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況であったこと、学校生活において様々な制限がある中でうまく交友関係が築けない等、登校する意欲が湧きにくい状況にあった可能性
- ・学校内・外いずれの機関においても相談・指導を受けていない児童生徒は34.3% (67,294人)

⇒相談につながりにくい、課題を抱えている児童生徒を学校・教育委員会において早期に把握し、適切な支援につなげていくことが必要。

### ○不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査

- ・「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」について、「先生のこと」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」「友達のこと」がそれぞれ3割程度を占めるなど、不登校児童生徒の背景・支援ニーズの多様さが浮き彫りに。また、教員や学校の対応や理解不足がきっかけで不登校となった事例も。
- ・学校を休んでいる間の「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」では、「勉強が分からない」が最多であり、欠席中の学習支援の重要性が再認識される結果に。

⇒多様な児童生徒への対応に当たっては、経験等により得られた特定の指導・支援方法が適切な場合もあれば、個々の児童生徒の状況によっては適さない場合もあることを、学校や教職員等は常に念頭に置くことが必要。

**個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を実施することが必要**

## 2 今後重点的に実施すべき施策の方向性

### ① 誰一人取り残さない学校づくり

- ・教育機会確保法の学校現場への周知・浸透に向けた**広報・啓発資料の作成**や、教育委員会や独立法人教職員支援機構における**研修の実施**
- ・校長等のリーダーシップによる専門職を活用した**チーム学校による魅力ある学校づくり**
- ・児童生徒本人が様々なストレスやその解消方法、自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出せるよう、**養護教諭やSC等を活用した心の健康の保持に係る教育の実施**

### ② 不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握

- ・児童生徒が抱える課題の**早期把握に向けた全児童生徒**を対象とした、**スクリーニングの実施**及びスクリーニングにより課題を把握した児童生徒に対する「**児童生徒理解・支援シート**」を活用した支援策の策定
- ・不登校の早期段階において、教室とは別の場所で**個別の学習支援や相談支援を実施するための「校内教育支援センター」**の充実
- ・一部の学年を対象とした**SCによる全員面接**により、SOSを出せていない児童生徒を早期に把握するとともに、面接を経験することによる大人へ相談することの敷居を低減
- ・**一人一台端末を活用し、児童生徒の健康状況や気持ちの変化を確認**するなど、ICTを適切に活用した組織的・客観的な児童生徒の状況把握

### ③ 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

- ・**都道府県等による広域を対象とした不登校特例校(分教室型含む)や夜間中学との連携**を通じた**特色ある不登校特例校の設置推進**や**指導体制の充実**
- ・「不登校児童生徒支援協議会」の設置・活用等による学校・教育委員会と**フリースクール等民間団体との対話の場を通じた連携促進**
- ・**フリースクール等民間団体のノウハウを活用した公設民営の教育支援センターの設置**等、教育支援センターの支援充実
- ・教育支援センターの機能を強化し、**遠隔地や相談に繋がりにくい児童生徒へのアウトリーチ型支援**や**ICTを活用した学習・体験活動、相談支援**等を一括して行う「**不登校児童生徒支援センター**」(仮称)の設置促進
- ・学校外のフリースクール等民間団体や自宅におけるICTを活用した**不登校児童生徒の学習状況を学校において適切に把握**し、出席扱い等につなげていくための課題の分析や改善方法に関する**調査研究の実施**

### ④ 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

- ・**教員養成段階における教員の教育相談スキルの向上**や、SC・SSWによる**オンラインの活用**等による教育相談の充実
- ・関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者への支援も視野に入れた**家庭教育支援の充実**
- ・学校復帰のみにとらわれず、不登校児童生徒の将来を見据えた**社会的自立のため**、多様な価値観を認め、児童生徒の**目標の幅を広げるような支援の実施**



いじめ防止対策協議会 … 「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校関係者や有識者の参画を得て、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じることを目的として設置。

※平成26年度より、原則、毎年度開催。令和2年度はコロナ禍の影響により開催せず。

## 背景

### いじめ重大事態の対応に関する主な指摘

- ⇨ 事案が発生したにもかかわらず、**学校がいじめとして認知できなかった。**
- ⇨ 重大事態の疑いのある事案が生じていたが、**調査組織の迅速な設置や調査の開始に至らなかった。**
- ⇨ 調査組織の委員の選定において、**中立性・公平性が担保されていない。**
- ⇨ 関係する**児童生徒や保護者に対し**、重大事態調査の目的や方向性、調査組織やスケジュール感等の**説明が不足**している。  
➔ **学校・教育委員会等の教育現場におけるいじめ対応に関する体制面や運用面に係る課題**が指摘。

## 目的

- ①調査組織の目的や位置付け、②権限・能力、③調査結果の内容（報告事項）等について改善を図り、**学校・教育委員会等の教育現場における重大事態対応に係る困り感の解消**を目指す。

## 主な協議事項

- **重大事態調査における初期対応**
- // **委員の人選・人材の確保**
- **被害児童生徒及び保護者等への対応**

※実態把握のため、**アンケート調査や関係者へのヒアリング**を実施。

(主なアンケート項目：重大事態調査の初期対応、第三者委員会の体制確保(人員・予算)、調査実施における課題、再発防止徹底のための教委の支援 等)

## 開催状況

- 第1回 (R3.11.22)
  - ・いじめの現状について
  - ・協議事項、アンケート案 (ほか)
- 第2回 (R3.12.17)
  - ・関係者へのヒアリング  
村山委員 (日本弁護士連合会推薦)
- 第3回 (R4.1.31)
  - ・関係者へのヒアリング  
森田志保氏 (NPO団体代表)
- 第4回 (R4.2.21)
  - ・アンケート調査結果の公表
- 第5回 (R4.3.9)
  - ・令和3年度の議論のまとめ (案)

### 設置の趣旨、検討事項

#### 1. 趣旨

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方に係る議論の動向並びに当面する学校保健及び食育に関する課題等を踏まえ、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に向けた検討を行う。

#### 2. 検討事項

- ・養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上のための方策について
- ・その他関連する指導体制、環境整備等について

### 論点例

- ◇「令和の日本型学校教育」において求められる役割について
- ◇ 教職生涯を通じた資質能力の向上に向けた方策について
- ◇ ICT活用能力の向上のための方策について
- ◇ 各種資格制度による学びの成果の更なる活用について
- ◇ 日常的な資質能力の向上機会の充実について
- ◇ オンラインを活用した研修の充実方策について
- ◇ その他

### 委員構成

北中 睦雄 兵庫県教育委員会体育保健課長

小林 幸恵 群馬県伊勢崎市立宮郷小学校養護教諭、全国養護教諭連絡協議会会長

坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長

貞廣 斎子 千葉大学教育学部教授

鈴木志保子 神奈川県立保健福祉大学栄養学科長

長島美保子 公益社団法人全国学校栄養士協議会会長

中村 信子 公益財団法人学校給食研究改善協会副理事長、株式会社SN食品研究所相談役

三木とみ子 女子栄養大学名誉教授、日本養護教諭関係団体連絡会会長

弓倉 整 公益財団法人日本学校保健会専務理事

(9名)



## 趣旨・目的

令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること等を踏まえ、**運動部活動の地域への移行を着実に実施**するとともに、地域におけるスポーツ環境を整備し、**子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築**することを目的として、**運動部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討**する。

## 概要

### メンバー

- ✓ 有識者
- ✓ 地方自治体  
(教育委員会、スポーツ振興部局)
- ✓ 学校関係者  
(全日本中学校長会、日本中学校体育連盟、日本PTA全国協議会)
- ✓ スポーツ関係者  
(日本スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、日本スポーツ少年団、中央競技団体、大学スポーツ協会、笹川スポーツ財団、日本フィットネス産業協会、民間事業者)

### 主な検討事項

- 1) 地域における受け皿の整備方策
  - 2) 指導者の質及び量の確保方策
  - 3) 運動施設の確保方策
  - 4) 大会の在り方
  - 5) 費用負担の在り方 等
- ※検討対象は主に中学校の部活動とする。



最新の検討会議の情報は、  
こちらからご参照ください。  
(スポーツ庁ホームページ)

### 今後の進め方

- 上記メンバーの下で、1～2か月に1回のペースで会議を開催し、検討事項について順次検討を進め、**令和4年5月を目途に提言をまとめる**予定。

## 運動部活動の地域移行に関する検討会議委員（20名）

有識者 (3名)	○ 内田 匡輔	東海大学体育学部体育学科 教授
	末富 芳	日本大学文理学部教育学科 教授
	◎ 友添 秀則	公益財団法人日本学校体育研究連合会 会長
地方自治体 (4名)	清水 秀一	茨城県教育庁学校教育部保健体育課 課長
	石川 智雄	長岡市教育委員会学校教育課 総括副主幹
	若山 典	岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課 課長
	西 政仁	生駒市生涯学習部スポーツ振興課 課長
学校関係者 (3名)	市川 嘉裕	公益財団法人日本中学校体育連盟 副会長
	齊藤 正富	全日本中学校長会総務部 部長
	佐藤 博之	公益社団法人日本PTA全国協議会 副会長
スポーツ関係者 (10名)	池田 敦司	一般社団法人大学スポーツ協会 専務理事
	石井 朗生	公益財団法人日本陸上競技連盟 事務局次長兼経営企画部長
	石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社 代表取締役
	遠藤 啓一	日本スポーツ少年団 副本部長
	影山 雅永	公益財団法人日本サッカー協会 技術委員会委員、技術委員会育成部会長、ユース育成ダイレクター
	金沢 敬	公益財団法人日本スポーツ協会 事務局次長
	松村 剛	一般社団法人日本フィットネス産業協会 事務局長
	山本 明	公益財団法人日本バスケットボール協会 強化育成グループ 育成担当 シニアマネージャー
	吉田 智彦	公益財団法人笹川スポーツ財団 研究調査グループ長
	渡邊 優子	総合型地域スポーツクラブ全国協議会 副幹事長

◎：座長 ○：座長代理



# 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）について

※公立中学校等における運動部活動を対象

運動部活動の  
意義と課題

目指す  
目

改革の  
方向性

課題への  
対応

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

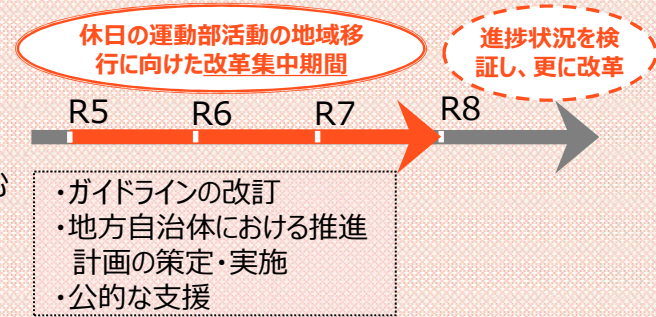
- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人>
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの  
対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

- 少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツに親しむことができる機会を確保。併せて、教師の働き方改革を推進。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展**。
- 持続可能な地域のスポーツ環境を一体的に整備**。（スポーツ団体等の組織化、専門性を有する指導者や施設の確保、複数種目の活動も提供）

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
  - 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末**を目標  
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
  - 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
  - 地域における**スポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
  - 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
- ※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



## 新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

## スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

## スポーツ指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

## スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策
- ・スポーツ団体等に管理を委託

## 大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

## 会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

## 学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。  
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。  
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。